

令和5年3月31日

## 社会福祉法人周南市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1 計画期間 令和5年4月1日～令和8年3月31日までの3年間

2 内容

目標1：育児休業等に関する制度の周知や情報提供を行う。

< 対策 >

- 令和5年 4月～ 育児休業に関する規程改正等について周知する。
- 令和5年 4月～ 育児休業・産後パパ育休に関する相談体制の整備を図る。

目標2：所定外労働削減のためノー残業デー実施を徹底する。

< 対策 >

- 令和5年 4月～ 勤怠管理システムにより所定外労働の状況把握を行う。
- 令和5年 4月～ ノー残業デー（水曜日）実施を継続する。
- 令和7年 4月～ 所定外労働時間を集計し、勤務状態の見直しを図る。

目標3：年次有給休暇の取得日数を一人当たり平均年間12日以上とする。

< 対策 >

- 令和5年 4月～ 勤怠管理システムにより年次有給休暇取得状況を把握・管理する。  
取得日数が少ない職員には原因等を確認し、計画的な取得を促す。
- 毎年 2月～ 年次有給休暇の取得状況について職員に周知し、取得状況によっては取得促進のための対策を検討する。

**社会福祉法人周南市社会福祉協議会**  
**女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画**

男女ともに全職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定します。

1. 計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間
2. 目標と取組内容・実施時期

目標 職員の職業生活と家庭生活の両立を図るため、年10日以上の子次有給休暇の取得及び各種休暇の周知を行う。

<実施時期・取組内容>

- 毎年度 各所属での年次有給休暇取得状況を把握し、職員の計画的な取得を促す。
- 令和5年4月～ 各種休暇制度に関する職員への説明。

3. 女性活躍に関する情報公表 (令和4年1月1日現在)

**【労働者の一月当たりの平均残業時間】**

※労働者全体の平均残業時間を公表します。

約5時間20分

女性活躍に関する情報公表（令和4年1月1日現在）

【労働者の一月当たりの平均残業時間】

※労働者全体の平均残業時間を公表します。

全体 約5時間20分